

松前町長選挙



投票日 **3月29日(日)**

投票時間 **午前7時から午後7時まで**

告示日 **3月24日(火)**

投票日に投票へ行けない方は 期日前投票を!

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。

期 間

3月25日(水)～28日(土)

場所・時間

- 役 場 午前8時30分～午後8時
- 各支所 午前9時～ 午後5時

投票のできる方

■ 年齢要件

平成14年3月30日までに

生まれた方

■ 住所要件

令和2年3月23日現在で、引き続き3カ月以上、松前町に住所を有する方

(令和元年12月23日までに転入届出をされた方)

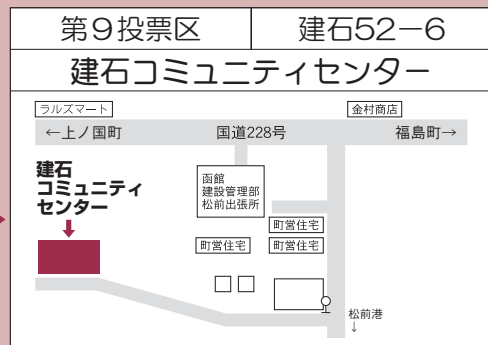
投票所入場券

入場券を3月24日(火)までに送付しますので、入場券に記載されている名前や投票所を確かめてください。
入場券は、投票または期日前投票を行う場合に使用しますので、忘れずに投票所へ持参してください。
紛失した場合でも投票できますので、投票所の係員にその旨を伝えてください。

投票所一覧

投票区	投票所名
第1投票区	原口老人憩の家
第2投票区	パートナーシップランド「いさりび」
第3投票区	清部生活改善センター
第4投票区	茂草町内会館
第5投票区	静浦町内会館
第6投票区	小島地区基幹集落センター
第7投票区	札前生活改善センター
第8投票区	館浜体験交流センター
第9投票区	建石コミュニティセンター
第10投票区	漁民センター
第11投票区	大磯町内会館
第12投票区	ふれあい交流センター
第13投票区	松前町役場
第14投票区	旧さくら保育園
第15投票区	月島福祉の家
第16投票区	朝日寿の家
第17投票区	大沢老人憩の家
第18投票区	荒谷寿の家
第19投票区	白神寿の家

問い合わせの多い投票所の位置



不在者投票

次の方は不在者投票ができます。

①松前町外に滞在中の方

仕事や旅行などで松前町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村で投票できます。

投票用紙など必要な書類を松前町選挙管理委員会に請求してください。請求用紙は、選挙管理委員会と役場各支所に用意しておりますが、ご連絡をいただければ送付いたします。なお、告示日（3月24日）前の請求も可能です。

また、松前町ホームページから請求書を取得することもできますので、ぜひご利用ください。

投票用紙と関係書類の送付を受けた後、滞在先の投票を行うおとする市区町村の選挙管理委員会に速やかに投票してください。

今回の選挙は、松前町単独の選挙ですので、投票を

行おうとする市区町村において選挙が行われていない場合は、休日である3月28日(土)に投票することができますので、3月27日(金)までに投票してください。

なお、投票できる時間は、投票を行うおとする市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

②体が不自由な方

体が不自由な方は、自宅など自分がいる場所で「郵便等による不在者投票」ができます。ただし投票の請求には郵便等投票証明書が必要です。

すでに郵便等投票証明書の交付を受けている方は、3月25日(水)までに選挙管理委員会へ投票の請求をしてください。

新たにこの制度を希望される方は、あらかじめ、選挙管理委員会にご相談ください。

対象となる障がい等の等級などは下の表のとおりです。

③投票日に18歳を迎える方

投票日前の投票を行うおとする日に、まだ17歳である場合は、不在者投票をすることになります。

④入院または入所中の方

入院先や入所先の施設が、不在者投票をできる施設に指定されていれば、指定施設内で投票ができますので、職員へ早めに申し出てください。

町内の指定施設は『町立松前病院』、『松前南殿荘』、

『ホーム緑洋』、『ほのぼのハイム』です。

このような投票は無効になります

◎投票用紙以外の用紙（入場券・名刺など）に候補者などの氏名を記載したもの

◎候補者でない者の氏名を記載したもの

◎2人以上の候補者の氏名を記載したもの

◎白紙のもの 外

開票

開票は即日開票です。

■日時 3月29日(日) 午後8時5分から

■場所 松前町民体育館

■参観人数

到着順に100名まで

※受付は、午後7時30分から

■開票結果

全ての開票が終わり次第、

次の方法でお知らせします。

▽開票所と役場前に掲示

▽町のホームページに掲載

▽防災行政無線での放送

※町広報には、5月号でお知らせします。

選挙に関するお問い合わせ

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

松前町選挙管理委員会

(役場内)

☎ 42-22275

〒049-11592

松前郡松前町字福山248

番地1

